○経済産業省告示第二百四十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
101352	津本　康男
206254	佐々木　勇

○経済産業省告示第二百四十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
406167	樫出　隆一
406224	小河原崇久

○国土交通省告示第千百五十六号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＰＴ	141990	鶴佑丸	平成25. 10. 22
７ＪＱＡ	142013	新日丸	25. 10. 1
７ＪＱＤ	142017	第八十一海王丸	25. 10. 10
ＪＤ3557	141871	第五十七長久丸	25. 10. 21
ＪＤ3561	141987	つかさ	25. 10. 21
ＪＤ3570	142006	三倉山丸	25. 10. 7
ＪＤ3572	142008	大安	25. 10. 7
ＪＤ3581	142025	飛鳥丸	25. 10. 17
ＪＤ3582	142026	海凛丸	25. 10. 23
ＪＤ3584	142028	あきかわ丸	25. 10. 31
ＪＤ3586	142030	第二鶴玉丸	25. 10. 18
ＪＤ3587	142032	旗山	25. 10. 23
ＪＤ3588	142033	鵬栄丸	25. 10. 21
ＪＤ3591	142036	第十大共丸	25. 10. 11
ＪＤ3594	142040	えいふく丸	25. 10. 11
ＪＤ3607	142060	大黒丸	25. 10. 30

○国土交通省告示第千百五十七号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＬＩＡ	127630	第八興栄丸	平成25. 10. 21
７ＬＴＵ	132457	平成丸	25. 10. 7
８ＫＧＭ	125563	第一興栄丸	25. 10. 21
ＪＥＣＩ	133182	第八光照丸	25. 10. 21
ＪＩＩＨ	130037	第八十八興栄丸	25. 10. 21
ＪＩＰＢ	130091	第六セント丸	25. 10. 21
ＪＩＴＧ	131544	第七光照丸	25. 10. 21
ＪＪＩＢ	120116	船川丸	25. 10. 10
ＪＪＹＦ	130870	第三十八漁福丸	25. 10. 8
ＪＫＰＧ	130549	第六十八興栄丸	25. 10. 21
ＪＫＳＨ	72100	神興丸	25. 10. 17
ＪＬＫＥ	123710	なつい	25. 10. 8
ＪＤ2314	140396	武陽丸	25. 10. 2
ＪＤ2596	127111	第五十一金勢丸	25. 10. 28
ＪＥ2198	115267	第三大東丸	25. 10. 31
ＪＥ3059	132231	第十八共徳丸	25. 10. 28
ＪＧ2922	110931	なんりゅう	25. 10. 1
ＪＧ4884	131908	新光丸	25. 10. 9
ＪＧ5120	133449	旗山丸	25. 10. 8
ＪＨ3438	135616	堀栄丸	25. 10. 3
ＪＩ3529	134127	第52児島丸	25. 10. 30
ＪＩ3627	135926	御影	25. 10. 24
ＪＪ3306	125206	わしゅう	25. 10. 16
ＪＪ3713	132359	はやかぜ	25. 10. 15
ＪＪ3871	132402	大栄丸	25. 10. 10
ＪＫ5052	132462	なみふじ	25. 10. 30
ＪＫ5212	133686	第二成和丸	25. 10. 3
ＪＫ5291	134047	第二幸栄丸	25. 10. 9
ＪＬ5170	126378	第三忠英丸	25. 10. 21
ＪＬ5582	129069	宝来丸	25. 10. 29
ＪＬ5593	129870	ぎょれん１	25. 10. 7
ＪＬ6116	133010	星春丸	25. 10. 24
ＪＬ6282	134825	共成丸	25. 10. 16
ＪＬ6391	135075	逍遙丸	25. 10. 21
ＪＬ6451	135162	銀麗	25. 10. 7
ＪＭ5533	129340	飛鳥丸	25. 10. 8
ＪＭ5615	129439	第八十一昭徳丸	25. 10. 18
ＪＭ6203	133475	第十八栄福丸	25. 10. 28
ＪＭ6217	133484	第八大運丸	25. 10. 29

○国土交通省告示第千百五十八号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書の日付	船舶番号	船名
平成9. 11. 17	6801	神興丸
A13151003725. 4. 26	126378	第三忠英丸

○海上保安庁告示第二百十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十一月二十九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｃ二灯）
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜大黒ふとう船だまり波除堤灯台の北東方約七六〇メートル）
北緯	三五―二八―〇三
東経	一三九―四〇―三五
変更した事項	
高さ	平均水面上から灯火まで二〇メートル
変更年月日	平成二十五年十月十五日
記事	一時変更
名称	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｌ二灯）
位置	
所在地	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南方約四六メートル
北緯	三五―二八―〇二
東経	一三九―四〇―三六
変更した事項	
高さ	平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日	平成二十五年十月十五日
記事	一時変更
名称	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｒ二灯）
位置	
所在地	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北方約四六メートル
北緯	三五―二八―〇五
東経	一三九―四〇―三五
変更した事項	
高さ	平均水面上から灯火まで二一メートル
変更年月日	平成二十五年十月十五日
記事	一時変更
名称	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｌ四灯）
位置	
所在地	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北方約五七メートル
北緯	三五―二八―〇五
東経	一三九―四〇―三五
変更した事項	
高さ	平均水面上から灯火まで二一メートル
変更年月日	平成二十五年十月十五日
記事	一時変更
名称	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｒ四灯）
位置	
所在地	横浜大黒大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北方約一二〇メートル
北緯	三五―二八―〇七
東経	一三九―四〇―三五
変更した事項	
高さ	平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日	平成二十五年十月十五日
記事	一時変更